

広島県告示第五百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第四項において準用する生活保護法第五十条の二の規定によって、次の指定介護機関から居宅介護事業等を廃止した旨の届出があった。

平成二十三年五月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

事業者の 名称	主たる事務所 の所在地	事業所の 名称	事業所 の所在地	廃止年月日
社会福祉法人呉 市社会福祉協 議会	呉市本町九番二 号すこやかセン ターく れ別館二階	呉市社会福祉協 議会音戸訪問介 護事業所	呉市音戸町鯉 浜二丁目九番 二三号	平成二二年九 月三〇日